

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號五第 卷十四第

行發日一月五年十和昭

論叢

傭人税に就きて

法學博士 神戸正雄

利子の社會的説明

文學博士 高田保馬

第三史觀の可能性

文學博士 米田庄太郎

時論

日支貿易の促進について

經濟學博士 谷口吉彦

研究

ロツシヤに於ける國民經濟の意義

經濟學士 白杉庄一郎

百貨店出張販賣存續の條件

經濟學士 堀新一

株仲間の信用保持機能

經濟學士 宮本又次

說苑

中島治平と山口藩の洋式工業

經濟學士 堀江保藏

カルテルと景氣變動

經濟學士 田杉競

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

(禁轉載)

株仲間の信用保持機能

宮 本 又 次

取引殊に遠隔地との取引には大なる信用が必要である。然るに徳川時代にあつては交通運輸は未だ不便であり、通信・報道の機備はらず、荷主及需要者は概ね集散地市場の景況に通ぜざるを常とした。而も確乎たる制定商法のあるなく、今日あるが如き興信所その他の信用調査機關亦存しなかつた。かゝる時にあつて荷主は何を標準として送荷し、需要者は何に準據して仕入れるべきであつたらうか。株仲間こそ之が基準をなすものであつた。即ち當時の荷主・需要者は、問屋・仲買が屬せる株仲間を信用することにより、安心して之と取引することが出来たのである。然らば何故に株仲間を信用し得たか。これは株仲間信用保持の機能があつた爲であると考へられるが、本稿に於ては主として大阪の天保改革以前の諸株仲間に具體的事例を求め、その信用保持機能の内容を究明したいと思ふ。

一、結合精神に基く信用力

株仲間結合の精神が、宗教的・保守的・連帶的三精神にあることを私は曾て論證した¹⁾。

株仲間は祭禮その他の催し物に關係し、社參・祭祀を行ひ、祈禱・神樂を捧げ、開帳や勸化に參與することさへあり、時には金錢・石燈籠を奉納し、社殿の造營に寄進することもあつた。これ等の諸事例は曾て私の多く揭示せる所であるが、茲には京口江戸口油問屋に關する一記録を示そう。『人皇五拾代桓武天皇御時延暦十三城州大山崎社家川原崎と申者胡麻油絞り始、長岡御所

1) 拙稿「株仲間の精神につきて」(「經濟史研究」第十一卷第五號)

調進仕候、依之山崎之社に於而其頃より年々三月十日代々神樂執行、私ども仲間當時に到迄參詣之上御神樂献上仕候²⁾。又株仲間内部の講は通常その信仰する商神・福神の御名を名乗つてゐた。かくて宗教的精神が株仲間結合の中心となり、その有機的調和を保たしめた、駈引・掛値・混合物・品劣り・欠目・不拂等の不正行爲と神佛への信仰とは原則として兩立しない性質のものである。されば信仰心は概して信用を重んずる念慮となつて現はれたであらうと思はれる。

更に株仲間は傳統的な時代精神を體現し、仕來りを尊重し、新規を嫌ひ、總べてをあるがまゝに固定せしめるを念としてゐた。従つて株仲間には形式的・儀禮的・傳統的従つて保守的精神が横溢してゐた。傳統、これには合理的根據がない。これは古くよりの仕來りを絶對的に是とし、従はざるべからずとする信念である。株仲間はこの傳統の堡壘に立て籠り、不埒を戒め、勸善懲惡を理想としてゐた。従つて對外的に仲間信用ある地位を確保するの結果となつたことゝ考へられる。

株仲間には連帶的精神が旺盛であつた。株仲間には類似・血縁・地縁・共樂・共有等の紐帶が堆積合一し、その交叉の上に結合がなされてゐた。同職なりと云ふ意識・仲間なりと云ふ意識はただそれだけで粘り強き慣性的な愛着を覚えしむるものであるが、更に同一業務に従事せるためにその肉體的・精神的屬性も相類似するに至る。のみならず仕事を同じくすることは略々利害を一致せしめ、自然同類相誘はしめる。之に加ふるにいづれの株仲間もこの同類意識を緊張さすべく努

2) 「諸鑑札數目」(寫本)

力するを忘れなかつた。『仲間一統禮儀正敷如水魚中能相交銘々家業大切に致し』³⁾とか、『親類同事に不寄何事に睦間敷相親み可申候事』⁴⁾とか云ふ様な趣旨を多くの株仲間が標榜してゐた。即ち株仲間は相互間に血縁關係を假想せんとすらしてゐたのである。分家加入・別家加入に依る株仲間内部に於ける本家・分家・別家の並立・依存關係はとりもなほさず血縁乃至は準血縁の關係に外ならない。吉凶禍福に慶弔をなし、冠婚葬禮に親睦振りを示し、火災には馳付け合ひ、仲間毎に特有の符牒・言語・書風・慣習・店舗・看板・服裝を有してゐた。株仲間にはそれぞれ特定の街區があり、各員は通常その地區に團聚した。これは販賣・仕入上の便宜や連帶扶助の便宜等種々の理由に基くものであらうが、株仲間及び幕府・町奉行・藩等の側に於て株の存在を場所的に制限し、或は特定の町を對象として株を許可し以て地區的特化を必然ならしめてゐたからでもある。〔註一〕かくて株仲間は地縁團體又は隣保團體としての性質をも多分に有したのであつた。又株仲間の寄合には概して宴會が附帶され勝であり、加入その他事ある毎に振舞が行はれた。參詣・參拜の名の下に團體旅行も屢々行はれた。かゝる共同の享樂は株仲間の結合を緊密にした。株仲間の多くは會所を有し、中には土地や共同の船舶を有するものさへもあつた。或は仲間有銀・仲間積銀・溜り銀〔註二〕等と稱する共有財産を擁し、且つ之を適時に仲間成員に融通することにしてゐたものすらあつた。上述の如き類似・血縁・地縁・共樂・共有等の諸紐帶の堆積合一は必然的に連帶性を醸成する。連帶性は連帶保證・連帶扶助・連帶負擔となつて具體的に表現されてゐた。第一の連帶保證

3) 文政六年砂糖仲買三番組「株帳」(寫本)
 4) 「綿商舊記」三ノ上(農商務省本、大阪市役所筆寫本)

は仲買仲間が問屋仲間に對する場合に多く見られる。仲買仲間のものが相互に請人となり保證し合ひ、その役員の奥印を附して問屋仲間に提出することが屢々あつたのである。第二の連帶扶助に就きては、多くの株仲間が『若仲間人數之内身上不如意に相成候者有之候共相殘者共より助合いたし』と云ふが如き原理を程度の差こそあれ大なり小なり示してゐたのである。『助勢』『合力』『助合』に仲間が乗り出せる例は決して尠しとしない。「註三」第三の連帶負擔に就きては冥加金を見ればよい。株仲間は或る意味に於て一の租稅請負團體の如きものであつた。冥加金は仲間を一體として課せられた。株仲間は冥加金の課徵單位であつたのである。されば休株に就きても亦その分擔額を支拂はねばならず、分擔を支拂はざるものは株を仲間に取上げられ、預り株・明き株とされ、その分の冥加金分擔額はそれだけ他の仲間員に割増にもりかけられ、或は仲間有銀を以て支辨せられる有様であつた。⁵⁾以て株仲間に於ける連帶負擔の程度強きを察すべきである。更に株仲間は『無代納物』『無賃人足』『馳付』を課せられ、『川浚冥加金』を徵せられ、或は橋普請を引きうけさせられ、献金をも屢々命ぜられた。又株仲間は年頭・八朔の御禮に出頭する場合諸役人等に御禮金・祝儀銀を提供した。これ等はいづれもその株仲間成員の共同負擔に歸した。その外株仲間は一統にて社會救濟にも進出し、施錢・施米・施麥をなし、洪水・火災に際しては救濟金を提出し、神社佛閣に對しても株仲間は一體にて寄進・寄附を行つた。これ等が仲間成員の連帶負擔に歸したことは勿論である。第一の連帶保證・第二の連帶扶助・第三の連帶負擔は株仲間の信用力を強化

5) 拙稿「株仲間の冥加金につきて」(「經濟論叢」第三十九卷第四號)

する作用をなしたであらうと考へられる。

以上に於て私は株仲間の有する宗教的・保守的・連帶的三精神を簡単に説明し、その各々に於て信用力を強むる素因あることを示したが、更に別の觀點より考察するに、宗教的・保守的・連帶的の三精神はいづれも經濟外的な意味を多分に包藏してゐた。殊に宗教的精神の内容をなす信仰や連帶的精神を醗釀する所の類似・血縁・地縁・共樂・共有の紐帶や連帶保證・連帶扶助・連帶負擔等の諸行爲は單なる利益を度外視して遙に廣き範圍の生活面に聯關するものであり、共同社會の基調をなす直接結合の要素たるべきものであつた。故に株仲間亦一の共同社會と見て差支へないであらう。もとより株仲間は自然社會・基礎社會にあらず、人爲社會・派生社會に屬してゐた。それは生れいでたる社會にあらずして構成せられたる社會であつた。この意味に於て家族・氏族の如き共同社會と同一視すべきではないが、株仲間には上記の如く基礎社會の基調とする直接結合の要素極めて濃厚に堆積せるあり、以て共同社會或は間接直接社會と稱してよいであらう。共同社會或は間接直接社會は單に利益を得んとして結合するのではなく、全人吸收的な且つ犠牲的な性質を有するものである。⁶⁾かくの如き性質を有する部分社會が對外的に絶大なる信用力を有するとは敢て茲に多言を要せざる所である。かくて株仲間の信用力は當然に力強く發揮せられたのであつた。

〔註一〕株の許可には對人的關係よりも寧ろ地域を對象としてなされるものが屢々あつた。而して株仲間に屬する者が他町に

6) 高田保馬著「社會學原理」九三七頁以下

引越す時には株を取りあげられた。これは主に新地開發・建設のために定められたもので、殊に城下町に於て顯著に見られた。例へば岡山に於ける兒島町の如きは之の一例で、麴商業はこの一町に局限せられ、『他町へ引越之者有之候はゞ札取上候間早速可指出事』と定められてゐた。(かゝる例は小野均著「近世城下町の研究」二〇〇頁以下に多數擧げられてゐる。)

〔註二〕 加入費及び仲間有銀を『積銀』とせる一例として乾物商の文政元年戊寅九月「古來都積定目」中の一節を擧げよう。『組合加入之出銀并仲間有銀は一統評定之上慥成引宛を取相預置可申事、尤就勝手退身被致候節は右積銀は配分不致候事』。又『溜り銀』に就きては『仲間溜り銀之儀壹貫目に相成候上は、一統相談之上仲間之内に而慥成方へ預け置、追々銀高に及候はば並合家賃等取置可申候。譬は四朱之利足に相廻し候とも銀拾貫目に付壹ケ年に凡五百目斗も利銀相溜り、年數相重り候はば彌以仲間一統之繁昌に相成候事』と文化四年砂糖三番粗「定法條目帳」(濱村正三郎藏本)に見えてゐる。

〔註三〕 紀州湯淺齋油屋の結べる住吉講の記錄に次の如きがある。この住吉講は公認の株仲間でなかつた様であるが、仲間の行ひし『合力』の顯著なる代表的一事例として注目するに足るであらう。(東區横堀一丁目吹田庄兵衛藏本)

『一、西川屋左兵衛殿困窮に付外方へ引取被申候付助勢之義並に相生村屋源兵衛殿先達而より退却難澁に付助勢之義備前屋藤助殿を以て段々御頼被成候故惣中相談之上

金壹兩壹步宛 右御兩所合致進申候事』

『一、川崎屋七郎兵衛先達家出被致候而老母一人難澁に御座候由柴屋儀兵衛殿被仰聞候仲間加入無間右之仕合に而程隔殊加入銀差戻候義申合茂承知之事に候得共難澁聞捨候茂如何に被存相談之上從此方爲合力

金三步 進上致申候惣仲間之隱徳にも可相成哉 右取次柴儀殿へ相渡候事』

二、獨占其他の機能に基く信用力

株仲間には獨占機能・權益擁護機能・調整機能があつた。これは既に私の説明せる所である。

獨占機能を有する事、これは株仲間に絶大な信用力を賦與せしめる。獨占的地位は仲間成員の家業を安定せしめた。獨占利潤の享受は仲間成員の致富を來さしめ、倒産の憂などはあらざらし

めた。彼等には幾久しく營業を繼續し得る可能性が極めて強かつた。三代・四代相續いて營業することは寧ろ當時の常態であつた。勿論相續以外の加入即ち分家加入・別家加入・株買入加入や増株による新規加入をなすことも屢々あつたが、この内増株は種々の理由から次第に困難となり、株を相對に買収するか、明き株・休株・質流れ株を受くるか、孰れかによつて株を獲得するを要するに至つた。而もこの場合にも多額の購入料・或は仲間出銀又は振舞料と稱するものを必要とし、加ふるに諸方面に祝儀を與へねばならなかつた。又加入に就ては仲間寄合が嚴重なる吟味をなした。されば資力薄弱にして信用なきものや、技術未熟のものは、かゝる負擔に堪へず、又吟味にも通過しない筈であるから、結局可なりの資力と信用とを有するものゝみが仲間に加はり得たのである。この點に於て株仲間構成者は概して信用するに足るものであつたと斷定することが出来る。のみならず、株仲間は市場を支配し、獨占價格を設定したが、それは仲間一統に一様なるものであり、且つ價格に急激なる變動を生ぜしめなかつた。されば取引の相手方は安心して取引することが出来た¹⁾。

權益擁護機能がある事、これ亦獨占機能と同様に株仲間に大なる信用力を與へるものである。仲間協同して取引の相手方を警戒し、更にそのなせる前貸金・仕入金等の融資を確保せる慎重なる營業方針は所謂『石橋を叩いて渡る』式のものであつて、それだけ一層その信用力を強めたであらうと思はれる。又問屋仲間・仲買仲間の各々が夫々専門とする所を設定し、互にその權限を持

1) 拙稿「大阪に於ける株仲間の解放」(「經濟史研究」第四十一號)。「株仲間の獨占機能」(「經濟史研究」第五十號)

して、他を犯すことを『引がたり』と稱し慎んだことや、仲間内部の部・課たる講・組に於て特有の仕込地・販路を協定したこと等は、その得意とする専門分野を作らしむる結果となり、その専門とする業務に限り活躍せしめたから、この點に於ても亦信用力を生ぜしめた²⁾。

調整機能が株仲間に信用力を附加するものなることは多言を要しない。度量衡の一定やその検査、價格の公表や株仲間を通じてする官憲の價格統制、運送上に於ける積留・積初や積止り・積明きや積控・積開き等の一致行動、共同海損、商品検査、仲間内に於ける銀相場・錢相場の協定、歩引・歩戻し、口錢率その他諸掛り物の一定、掛け期間の一定、建・格附け、帳簿の協定等一切の協定は、安心と信用とを取引上に與ふるものである。殊に度量衡の一定や價格の公表や、商品検査や銀・錢相場の一定等は全く信用維持を當面の目的とする協調行動であつたと斷定して差支へないと思ふ³⁾。

三、取引相手の尊重

以上に於て株仲間がその結合の根本精神の上から信用力を有し、且つ獨占・權益擁護・調整の諸機能に基く信用力を有することを見た。併しこれ等は、信用を保持する效能大なるに拘らず、その本來的目的は寧ろ他に求むべきであり、派生的作用として信用維持の働きをなしたに過ぎない。而も株仲間は別に自ら積極的に信用を確保するために諸種の方策を講じてゐた。これは大體

2) 拙稿「株仲間の權益擁護機能」(「彥根高商論叢」第十六號)

3) 拙稿「株仲間の調整機能」(「經濟史研究」第十三卷第二號)

(一)取引相手の尊重と(二)不正行爲の排撃との二方策に大別することが出来る。

先づ前者、取引相手の尊重の側より見るに株仲間は常に實意と誠意とを以て取引の相手に臨むべしとした。例へば天明五年五月の「薪問屋永久申合之覺」を見るに『荷主仲買方不勝手之儀相企申問舗事』とある。即ち之を問屋仲間に就きて云へば、荷主を尊重し、他面仲買をも大切にせよと申合せてゐるのである。天明七年十二月の「綿買次積問屋仲間定法」には次の如き文言が見い出される。¹⁾

〔前略〕兎角銘々恐可愼は春を止諸事儉約第一として諸方綿商人方注文引請差圖之綿取寄荷造之糊綿地合御法度之志めりは勿論糸筋質目等大切に自身見改船積可取計銘々一分之勝手に不迷諸方商人方辨利能を第一と心得、百姓方御上納差支無之様、中次第に非分之難事不相掛諸事正直に守りなば天理に相叶御免帳永久相續難なし此旨採讓響・名前替之御又は年々二度三會席にて讀聞候はば相續之助とも相成候事』

以て如何に取引の相手を尊重せんとせしかを察すべきである。寛政元年九月の三所綿市問屋株仲間作法書には『諸國在々荷主衆中之儀は家業之元立之儀に候へば隨分廉未無之様實意を以て大切に取扱可致候事』と荷主への誠意を示すと共に、賣先に對しても『賣先得意諸國客方衆中之儀も右同様の儀に候へば隨分致大切に聊不實無之様可致取扱候事』とし、更に『尤右衆中へ賣附候綿直組相濟荷物取引致候後にて荷物振り替り、又は惡綿等入交り候様の儀は有間敷儀に候へども繁多之節には取違杯之不調法も出來可致哉に候間右體之所態々心を附急度入念聊廉抹無之様賣手代は不及申中仕之者共へも態々申聞可置候事』とある。²⁾安永九年十二月の毛綿仕入積問屋江戸組

1) 「綿商舊記」(大阪商工會議所本、寫本)
2) 「綿商舊記」(農商務省本、大阪府役所筆寫本)三ノ上

仲間「永用記」には『代呂物直段之儀銘々相働無廉抹可致出精候、兎角御得意方御勝手宜銘々も幾久家産致相續候様相働可申義第一に候(後略)』とあり、『御客方御出坂之節御逗留中振舞等過分に不相成候様引合之間柄相互に實意を以應答可申事』とあり、又『爲替金拂口之儀打銀高値之節は別して相働可申事に候得共手取不同有之候而者御客方氣請惡舖相成候得者仲間引合せ手取冥敷直段に相働差下し不同無之様可致事』とある。更に天保七年十月の「和製砂糖問屋條目帳」には『國方荷主者商賣根元之義に付都て仕向方疎略無之様別て直段等不當之義不相成正路の取斗肝要に候事』と見えてゐる。以て株仲間が相協定し、取引相手を尊重した事情を推察すべきである。

四、不正行爲の排撃

『商内は損と元手で藏が建ち』と云はれる通り、舊式商業に於ては詐欺と欺瞞と馳け引との要素が多かつた。商人はその巧妙なる辯舌により客を誘引するのみならず、或は手取仕切をなし、或は數人馴れ合ひにて買ひ進まざる風をなし、投賣せしめて買ひ取る等の奸策を事とするものが尠くなかつた。かゝる驅引より一步を進め枿切・懸目減・目缺の如き、濫尺・砂入れ・混合物の如き、錢不足の如き不正行爲をなし、更に掛値を云ひ、粗製品・模造品を取扱ひ、或は代金不拂・債務不履行をなし、僅かなる手金を以て巨額の商品を詐取し、或は支拂に際して値引かしめ、甚だしきは身軀限りなりとて不拂をなし、捨身の悪行を以て利得せんとする者すらある有様であつた。さ

3) 「毛綿商舊記」(毛綿商組合事務所本)
 4) 西道頓堀通三丁目後藤七左衛門藏本、大阪市役所筆寫本
 1) 「明治大正大阪市史」第三卷三一頁以下。拙稿「株仲間の權益擁護機能」(彦根高商論叢第十六號)。舊式商業の利潤形成に於て不正行爲の占むる役割を多數のケースを蒐集分類することにより、他日私は論述したいと思つてゐる。

れどかゝる姦手段を許すことは信用を失墜せしめ、繼續的取引を不可能ならしむる所以であつたから、株仲間はいづれもかゝる不正・不實なる商行爲を協同して相戒しめ、之を排撃して信用を維持せんと努めた。即ち殆ど總べての株仲間は商品に拵切・懸目減・目缺なき様、混合物まぜものをせぬ様にと戒め、粗製品・模造品を取締り、不正・不良の商品の取扱ひを禁じ、商品は充分吟味すべしと申合せてゐるのである。享保十九年正月の木津川口薪問屋中「諸事相定之目録」には『一、薪相場格別高値に賣申間舗事、一、仕切銀無滯相渡可申事、一、薪掛目等念入不同無之様に可掛渡事』とある。²⁾寶曆三年の乾物問屋の「極」には『組合之内猥り成買物致候仁有之候はば早速行司に相談致可申事』とあり、安永九年十二月の毛綿仕入積問屋江戸組仲間「永用記」には『國々直買之木綿無幅無尺物假格別下直に候共買取申間舗事』とて不良品の取扱を禁じてゐる。⁴⁾同「永用記」は更に次の如き規定をなし、不實邪曲を戒めてゐる。⁵⁾

〔前略〕不實成儀無之様勿論邪曲之筋を以得意方に取入候儀是又鄙劣未練心外之事に候間急度相愼可申其外組合妨に相成候不都合之儀相嗜永々仲間深切に致順熟儀可爲肝要事

『毛綿買方之儀不及申不寄何に正道にして仲間利方宜舖儀者則得意方之御爲に候得者隨分言調へ銘々熟談之上本人并支配人印形致急度相守可申候。若申合に相背候はば、其譯相糺候上彌不埒之仕方候はば仲間不取ノリ之趣御願奉申上其仁仲間差除き可申候。勿論其筋外四組に相斷他之仲間加入差留可申候其時一言之斷に不及仲間退き可申候』

天明元年九月の「砂糖商組合申定」は『當商人互に賣買代銀爲滯候はば行司へ申出行司より一統に廻文相廻し滯銀譯け立相濟候迄一切取引致間舗事』とし、代銀の滯りを戒め、同年九月の「砂

2) 大阪市役所筆寫本
 3) 「乾物商舊記」(別名小野三郎右衛門舊記、天神橋筋一丁目大阪乾物商組合事務所本、大阪市役所筆寫本)
 4) 5) 「毛綿商舊記」(北久太郎町一丁目毛綿商組合事務所本、大阪市役所筆寫本)

「糖商差上申一札」は『手代召遣候者主家之代呂物持出し私に商ひ致し候品不筋之品と乍存馴合買込候もの有之候はば他商賣之者にても一統申合一切取引致間舖事』とて、不正商品の取扱ひを禁じてゐる。天明四年八月の「安永追九番定法帳」(鱈魚筋店)は『買次諸代呂物致細吟相互に出精直段下直に差下し可申事』と定め、寛政元年九月の「三所綿市問屋株仲間作法書」は『出方不正成る實綿繰綿之荷物とも賣買之儀は不及申、預り荷・爲替貸等決て致間敷候事、并に時々相庭より格別下直之代呂物は出所篤と相調仲間一統相談の上賣買可致取引候事』と定め、出方不正なる商品は回避し、格別に下直なる商品は検討すべしとしてゐる。以上の諸例は、株仲間が如何に不正行爲を排撃し、信用維持に努めたかを物語るものである。

む す び

以上を要約せば次の如くである。

一、株仲間には宗教的・保守的・連帶的精神があつた。この三精神自體にはそれぞれ信用力を發揮する要素があつた。のみならずこの三精神は經濟外的な意味を多分に包藏してゐたから、従つて株仲間には共同社會的な性質が濃厚であつた。共同社會は單なる利益よりも遙に廣き範圍の生活面に聯關するものであり、犠牲的な結びつきである。故に株仲間には絶大な信用力があつたと考へられる。

6) 農商務省本、大阪市役所筆寫本

7) 「綿商舊記」(農商務省本、大阪市役所筆寫本)三ノ上

二、株仲間の有する獨占機能・權益擁護機能・調整機能はいづれも株仲間の信用力を裏づける派生的作用をなした。

三、株仲間は通常取引の相手を尊重し、實意と誠意とを以て取引の相手に對應せんと申合せてゐた。かゝる協定が大なる信用力を株仲間に賦與せしことは自明の理である。

四、株仲間は營業上なさることあるべき不正・不實なる商行爲を協同して相戒め、之を排撃して信用を保持せんと努力する所があつた。

株仲間の信用保持機能は右の四點に於てその内容を理會し得られる。

以上の四機能を種々の立場より觀察して、それが、夫々の立場に齎すべき影響又は利害を株仲間の効果又は効能と私は稱する。他日稿を改めて私はこれをまづ株仲間に中心を置き株仲間それ自身及びこれに對抗するものゝ立場より考究し、次いで生産・消費の二面より考察し、更に之を統制する權力者の立場より見、職分階級の各々よりも研究し、最後に社會經濟の立場より判定したいと思つてゐる。